

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 争議行為を行う旨の予告(労政能力開発課)

一般国道の区域の変更(道路課)

一般国道の供用の開始( )

自動車専用道路の区域の指定( )

◇公 告 随意契約の相手方の決定(水産課)

採石業務管理者試験の実施(河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百六十四号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、  
全国一般労働組合鳥取地方本部鳥取市環境事業公社支部執行委員長吉尾理夫から争議行  
為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十  
八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 事件

給料表(賃金体系)導入による賃金是正

### 二 日時

平成九年四月十五日三の各職場の始業時以降本事件の解決に至るまでの期間

### 三 場所

次の表に掲げる職場その他組合員が従事する職場

職 場 名	所 在 地
鳥取市環境事業公社	鳥取市秋里一〇三二―二
秋里下水終末処理場	鳥取市秋里九〇三
末恒終末処理場	鳥取市美萩野三丁目一
千代水クリーンセンター	鳥取市南隈二二三
玄好町ポンプ場	鳥取市玄好町三一―一
幸町ポンプ場	鳥取市幸町一五七

### 四 概要

三の各職場において、連続的あるいは継続的に、あらゆる形の争議行為を単独又は  
並行して行う。

鳥取県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成九年四月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
三七三号	八頭郡智頭町大字駒埴字小田上 エ五八六一一地先から同大字上 上田二五〇一一六地先まで	変更前	一一・〇	四一一・〇
		変更後	二〇〇・五	四一一・〇
		変更前	六・〇	四、一二二・〇
		変更後	一六・〇	四、一二二・〇
三七三号	八頭郡智頭町大字駒埴字上田二 五〇一一六地先から同町大字尾 見字中村皆地一一七一一八地先 まで	変更前	一〇・〇	三、八三二・〇
		変更後	一六・〇	四、一二二・〇
		変更前	六・〇	四、一二二・〇
		変更後	一六・〇	四、一二二・〇

鳥取県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成九年四月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の日
三七三号	八頭郡智頭町大字駒埴字小田上エ五八五地先から同 町大字尾見字中村皆地一一七一一八地先まで	平成九年四月十六日

鳥取県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第四項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成九年四月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道	三七三号	八頭郡智頭町大字駒掃字ウス谷五七八一―一地从先から同町大字尾見字中村皆地一一七―五地先まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ。)	平成九年四月十一日

公 出

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月鳥取県規則第106号)第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年4月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県漁業取締役船「はやぶさ」中間検査一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成9年1月31日
- (5) 契約者の氏名及び住所 日立造船株式会社中国支社  
広島県広島市中区鞆町13番14号
- (6) 契約価格 41,488,400円(消費税額を含む。)
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項

第2号に該当  
 (8) 契約担当部署の名称 鳥取県農林水産部水産課  
 及び所在地 鳥取市東町一丁目220

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、第26回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成9年4月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)	2時間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成9年6月3日(火)午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

3 受験申込手続

次の書類を平成9年4月15日(火)から同年5月13日(火)までの間に住所地为替する土木事務所に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成9年5月13日(火)までの消印のあるもの限り有効とする。また、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用

すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真(手札型とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 7,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、土木事務所にお問い合わせすること。